

第4章 学校教育における「環境」

4-1 日本の学校教育における「環境」について

三浦 裕¹⁾

はじめに

日常でもよく使用される「環境」という言葉は、広辞苑によれば「めぐり囲む区域」,「四圍の外界. 周囲の事物. 特に人間または生物をとりまき, それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界⁸⁾。」とある。この定義自体の解釈は特段難しくはないが、この「環境」をどのように見定め、その区切りなどを取り決めているのかについては、各種の状況により現実的には多種多様であると言える。どちらかと言えば、自然に関するイメージと結びつきやすい「環境」という言葉ではあるが、同上書では続けて「自然的環境と社会的環境とがある」と記されている。

本プロジェクトのタイトル・テーマも「環境保護の視点からみるスポーツの持続可能性に関する調査研究」であることから、「自然的」環境のみに限定した「環境」だけではなく、広く「社会的」環境も視野に入れた配慮も必要とされる。このため、本稿においては両者を必要に応じて区別することはあるものの、全体として隔たりなく公平に取り扱うことにする。

このような観点からみた場合、タイトルにある「環境保護の視点からみる」とは、我々の生活を支える「環境」を「保護」ということが前提であり、その生活に関連する「スポーツ」の「持続性」についての検討を行うというものである。つまり、反意語的に言うならば、仮に現在はよいとしても、人為的な高度化産業による（自然的・社会的）環境ダメージが増加すればするほど、将来的に我々は生活を維持することがますます困難となり、その結果、最終的にはスポーツをすること自体もできなくなるという人間の存在観的意義の危機が想定される。

したがって、スポーツの競技化や高度化にのみ

目を奪われるのではなく、「スポーツの持続性」には「環境を保護する」ことがまずは必要前提条件であることを理解し、日々の生活の中でこのことに取り組んでいくことが期待される。

このため、本稿においては、これらの理解のために将来の日本を担う青少年を対象とした教育について検討を行うこととした。

2018年2月及び3月に告示された各「小学校学習指導要領⁴⁾」および各「中学校学習指導要領¹⁾」は、これからの学校教育のあり方について言及している。これらの学習指導要領には、日本全国の学校で行われる教育活動としてのすべての教科・領域等が網羅されている。しかし、そのもととなるのは前年の2017年12月21日に答申された教育全体を視野に入れた中央教育審議会による「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について⁶⁾」（以下、「答申」と略す）である。この答申は当然のことながら、日本における教育の原則を取りまとめた法令である2006年に全部改正された「教育基本法」に則っている。

このため、本稿においては教育関係資料を調査対象として、日本の学校教育における「環境」という言葉の取り扱いについて明らかにすることを目的とする。そのための手順として、まず教育の大本となる「教育基本法」における「環境」という言葉の取扱いについて、次いで「答申」、そして各「学習指導要領」の順で整理・検討・考察を行う。

1. 「教育基本法」における「環境」という言葉について

「教育基本法³⁾」における「環境」という言葉の記載数は2であり、具体的には次のようになっている。

表1の上欄では「生命を尊び」とあり、続いて「自然を大切にし」とあることから、最初に出てくる

1) 北海道教育大学旭川校

表1 「教育基本法」における「環境」という言葉

第一章 教育の目的及び理念（教育の目標）
第二条 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
第二章 教育の実施に関する基本（幼児期の教育）
第十一条
幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

「生命」を単に人間のみの「生命」としてとらえるのではなく、動物や植物なども含めた命ある生き物の「生命」としてとらえることが妥当であろう。したがって、文中の「環境」という言葉は、「自然的」環境と解釈することができる。また、その命を支える「環境の保全に寄与する態度」とあることから、実際にそのように取り組む姿勢（態度）が求められていることになる。自然環境に関する法令としては「自然環境保全法」があるが、ここでは教育を主体としているため、割愛する。

また、下欄では「健やかな成長に資する良好な

環境」とあることから、自然的環境と言うよりは、むしろ成長するために必要な生活するための区域・範囲である「社会的」環境ととらえることができる。

以上のことから、上欄は「自然的」環境、下段は「社会的」環境のウエイトが強い文章となっていると言える。このことは「はじめに」に書いたように、日本の学校教育の根幹を形成する「教育基本法」においては「環境」という言葉が自然的環境および社会的環境という両者の意味として使用されていることと共通している（註1）。

2. 「答申」における「環境」という言葉について

「答申」の冒頭においては、「2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図している。」と述べられている。つまり、換言すれば、十数年後によりよい社会づくりに参画す

表2 「答申」における「環境」という言葉の記載数

目次	構成	ページ	記載数
第1部	学習指導要領等改訂の基本的な方向性	3-71	50
第1章	これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状	3-8	6
第2章	2030年の社会と子供たちの未来	9-12	2
第3章	「生きる力」の理念の具体化と教育課程の課題	12-18	5
第4章	学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」	19-26	1
第5章	何ができるようになるか-育成を目指す資質・能力-	27-44	11
第6章	何を学ぶか-教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成-	45-47	1
第7章	どのように学ぶか-各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実-	47-53	3
第8章	子供一人一人の発達をどのように支援するか-子供の発達を踏まえた指導-	53-59	3
第9章	何が身に付いたか-学習評価の充実-	60-63	1
第10章	実施するために何が必要か-学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策-	64-71	17
第2部	各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性	72-242	113
第1章	各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続	72-123	29
第2章	各教科・科目等の内容の見直し	124-242	84

るための子供たちの価値観の醸成とそのために必要とされる力の育成を意図していると言えよう。そのような考えの中で、「環境」はどのように位置づけられているのであろうか。

表2は「答申」における「環境」という言葉の記載数についてまとめた結果である。記載数は合計163回であり、その内訳は第1部で50回、第2部で113回であった。また、第2部での内訳では「第2章各教科・科目等の内容の見直し」が84回と最も多かった。

その中で特筆すべき点は、「幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところであり、現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨については、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校の研究成果等から、おおむね理解されていると考えられる。」と示されていることである。さまざまな複合語として「環境」という言葉は使用されているものの、幼稚園教育においては、ことば全体としてのこの「環境」という言葉の持つ意味は大きい。

また、小・中・高等学校における（保健）体育科においては、「保健の見方・考え方」については、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」と整理することができる。」と示されており、「健康」とそれを支える「環境」を重視していることが分かる。具体的な使用例としては、「教育（学習）環境」などが挙げられる。

なお、この「環境」という言葉は「環境」という自立語で記載されている部分もあれば、「○○環境」あるいは「環境△△」といった複合語としての使い方もされている場合もあるが、ここでは重要度の指標として「教育基本法」に記載されている「環境」という言葉の出現について明らかに

するため、その内容について検討を行ったものであり、以下の書籍についても同様の取り扱いとなっている。

3. 「幼稚園教育要領」における「環境」という言葉について

このように教育の大本となる中教審答申においては、「環境」という言葉が数多く使用されていることが明らかとなった。それでは、具体的にどの校種や教科・領域で使用されているのであろうか。

幼稚園教育の基本となる「幼稚園教育要領⁴⁾」においては「環境」が「健康」・「人間関係」・「言葉」・「表現」とともに、5領域の1つとして構成されており、その概要は「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。」と示されている。そのねらいは、下記表3に示す通りである。

表3 「教育要領」における環境のねらい

(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
(2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(1)については「自然的」環境、(2)については「自然的」と「社会的」環境の両者、(3)については「社会的」環境のウエイトが強いととらえることができる。したがって、「幼稚園教育要領」においては、「環境」という言葉は両者を含有して使用されている言葉としてとらえることができる。

4-1 「小学校学習指導要領（各科編）」における「環境」という言葉の記載について

学習指導要領（各科編）を対象として、1と同様に「環境」という言葉の記載についての調査・整理を行った（註2）。調査対象は「総則（総説）」及び各教科・領域の「目標」・「各学年の目標及び内容」・「指導計画の作成と内容の取扱い」の本文

であり、「まえがき」・「目次」・「(参考) 資料」・「付録」を除く。次項目以降の学習指導要領及び解説についても同様である。

学習指導要領の種類は、総則、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動である。その結果についてまとめたのが、表4である。

表4より、全体では「環境」という言葉の自立語としての記載が35回、複合語としての記載数は24回、合計59回であった(註3)。教科等別にみると、最も記載数が多かった教科は社会と理科であり、ともに合計18回であったが、その内訳は社会が複合語としての記載割合が多いのに対して、理科では自立語としての記載割合が多かった(各、88.9%)。

それらの記載例として、社会では「地理的／生活／自然」環境といった複合語としての使い方が多かった。これらは、基本的には「社会的」環境を意図していると言える。一方、理科では「周辺の世界／生物と環境」など、自立語としての記載が多く、生命に関連する「自然的」環境というイメージが強い。

次に多かったのは家庭であり、自立語11回、複合語1回の合計12回であった。内容的には「消費や環境」といった「社会的」環境と、「環境に配慮したものの使い方(生活)」といった「社会的」・「自然的」環境の両者を含む記載が見られた。

なお、国語、算数、生活、音楽、図画工作における記載数は0回であった。

以上のことから、全体の傾向についてまとめると、小学校の各学習指導要領自体には教科等によりばらつきは見られるものの、7つの教科・領域では「環境」という言葉は記載されていない点を考慮すると、この「環境」という言葉はそれほど重要視されてはおらず、その結果多数記載されているものではないと推察される。

4-2 「小学校学習指導要領解説(各科編)」における「環境」という言葉の記載について

学習指導要領には、各科・領域等について記述された「学習指導要領」とそれについて解説した「学習指導要領解説(以下、「解説」と略す)」とがある。このため、解説の方が学習指導要領よりもページ数も多く、「環境」という言葉の記載回数も解説の方が多くなっている(表4右欄)。ただ、

表4 小学校学習指導要領及び解説における「環境」の記載

	学習指導要領			学習指導要領解説
	自立語	複合語	合計	
総 則	3	1	4	70
国 語	0	0	0	4
社 会	2	16	18	76
算 数	0	0	0	3
理 科	16	2	18	73
生 活	0	0	0	55
音 楽	0	0	0	3
図 画 工 作	0	0	0	24
家 庭	11	1	12	139
体 育	2	1	3	42
外 国 語	0	0	0	6
外国語活動	0	0	0	-
道 徳	0	1	1	29
総合的な学習の時間	1	1	2	98
特別活動	0	1	1	29
合 計	35	24	59	608

その使われ方は基本的には要領を解説したものであるため、自立語と複合語のウエイトは同様と考えられる。

「環境」という言葉の記載数は合計608回であり、これらの中で最も記載回数が多かったのは、「家庭（138回）」であり、次いで「総合的な学習の時間（98回）」、「社会（76回）」、「理科（73回）」と続いている。最も少なかったのは「算数（3回）」と「音楽（3回）」であった。両者では、「総説（「（1）改訂の経緯」において「社会構造や雇用環境／子供たちを取り巻く環境」という使われ方をしているため、学習者のための直接的な学習内容としては取り扱われてはいない。この点を考慮すれば、実質的には1回となる。

本プロジェクトのテーマと関連する教科である「体育」に焦点を当てると、「環境」という言葉の記載数は合計52回であった。その内訳は自立語30回、複合語は12回であった。小学校では体育は「体育領域」と「保健領域」に分けられており、「第2節各学年の目標及び内容」において「体育領域」では自立語3回、複合語2回の記載であり、「保健領域」では自立語27回、複合語は10回の記載であったことから、「保健領域」での記載回数が多いことが分かった。

「体育領域」での自立語は「場所の広さや形状

などの環境」という「自然的」環境の記載もあったが、「BGMなど環境の工夫」などの「社会的」環境を意味する語もあった。また、複合語は「生活環境を健康的に整える」であることから、比較的「社会的」環境を意味する使われ方が多いと言える。

同様に、「保健領域」での自立語は「病原体、体の抵抗力、生活行動、環境」及び「周囲の環境」という使われ方が多かった。これらは「自然的」環境を意味している。複合語としては「身の回りの環境」・「生活環境」としての記載数が多く、「社会的」環境を意味していた。内容的には「けがの防止」と「病気の予防」の項目では、「自然的」環境の内容も含まれていた。

「体育領域」及び「保健領域」を合わせた教科全体としては「BGMなど環境」、「生活環境」、「周囲の環境」など、身の回りの「社会的」環境に関する内容の記載数が多いことが分かった。

5-1 「中学校学習指導要領（各科編）」における「環境」という言葉の記載について

前項までの小学校学習指導要領及び解説については、全体概要を知るため「総則」を含めて整理・検討を行ってきた。このため、中学校でも同様に「第1章「総則」～第5章「特別活動」（pp.29

表5 中学校学習指導要領及び解説における「環境」の記載

	学習指導要領			学習指導要領解説
	自立語	複合語	合計	
総 則	3	1	4	66
国 語	0	0	0	6
社 会	6	7	13	120
数 学	0	0	0	1
理 科	3	20	23	124
音 楽	0	2	2	24
美 術	2	1	3	66
保健体育	10	3	13	118
技術・家庭	15	6	21	269
外 国 語	0	0	0	10
道 徳	0	1	1	24
総合的な学習の時間	1	1	2	86
特別活動	0	1	1	30
合 計	40	43	83	944

～167)」を調査対象の範囲とする。

これらの結果についてまとめたのが、表5である。

表5より、全体では自立語としての記載が40回、複合語としての記載数は43回、合計83回であり、小学校よりも増加している。教科等別にみると、記載数が多かった教科は理科（合計23回）であり、自立語3回に対して「自然環境」などの複合語が20回であった（87.0%）。ここでの「環境」は、文字通り「自然的」環境を意味している。

続いて多かったのは技術・家庭（合計21回）であり、理科とは反対に「生活や社会、環境との関わり」などの自立語が多く15回（71.4%）、「育成環境／環境負荷」などの複合語が6回の記載であった。自立語での環境は「自然的」環境、また複合語での育成環境は「社会的」環境、環境負荷は「自然的」環境と解釈される。

続いては、社会と体育が合計13回であり、国語・数学・外国語は、小学校とともに0回であった。また、道徳・総合的な学習の時間・特別活動においても、小学校と同様の傾向を示した。

保健体育においては「環境」という言葉の記載数は自立語（10回）と複合語（3回）であり、自立語の方が多かった。「体育分野」は0回であり、すべてが「保健分野」での記載であった。自立語では「飲料水や空気」など「自然的」環境を意味するものもあれば、複合語では「生活環境／社会環境」という「社会的」環境を意味する使い方も見られた。

以上の点から、中学校学習指導要領における「環境」という言葉の記載についてまとめると、「環境」という言葉は中学校においても、教科・領域により記載数の差異が見られたが、国語・数学・外国語の教科では取り上げられていないこと、またその内容として「自然的」環境と「社会的」環境の両者の意味としての使われ方がなされているという2点が明らかとなった。

5-2 「中学校学習指導要領解説（各科編）」

における「環境」という言葉の記載について

本解説における「環境」という言葉の記載数は合計944回であり、これらの中で最も記載回数が

多かったのは、「技術・家庭（269回）」であり、次いで「理科（124回）」、「社会（120回）」、「保健体育（118回）」と続いている。最も少なかったのは「数学（1回）」であり、小学校と同様に「総説（1）改訂の経緯」において「社会構造や雇用環境」という使われ方であった。その次は、「国語（6回）」、「外国語（10回）」の順となっている。

「技術・家庭」の269回のうち、自立語としての「環境」という言葉の記載回数は「技術分野」では119回、「家庭分野」では115回とほぼ同数の記載回数であった。これを詳しく見てみると、「技術分野」での自立語は51回、複合語は68回、「家庭分野」では自立語103回、複合語は12回の記載回数となっていることから、「家庭分野」での自立語での記載回数が多くなっていることが分かった。記載された「環境」という言葉の内容は、「技術分野」の複合語では「環境保全／自然環境／環境負荷／育成環境」などの「自然的」環境、「家庭分野」で割合の多かった自立語は「消費や環境／消費生活・環境」など「社会的」環境の意味での記載数が多かった。したがって、技術・家庭では分野により「自然的」環境と「社会的」環境の記載の割合は異なるものの、両者の意味として使用されていることが分かった。

また、保健体育では自立語（60回）、複合語（58回）の合計118回、内訳は「体育分野（20回）」、「保健分野（98回）」の記載数であり、「保健分野」での記載数が多いことが分かった。このうち、「体育分野」の自立語は「体調や環境」、複合語は「よりよい環境づくり」などの「社会的」環境についての記載が多かった。また、同様に「保健分野」の自立語は「健康と環境」、「自然環境を中心とした環境」など「自然的」環境と「社会的」環境の意味で使用されていた。複合語は「生活／物理的／化学的環境／生物学的／社会的環境」などがあり、「社会的」及び「自然的」環境の内容がともに数多く記載されていた。

6. 教育関係書のまとめ

以上、「環境」という言葉をキーワードとして、日本の教育に関する基本的なデータを整理したところ、大きく以下のような点が明らかとなった。

- 1) 教育の基本となる「教育基本法」や「答申」に「環境」という言葉が記載されており、この「環境」という言葉の意味内容は「自然的」環境と「社会的」環境という両者の意味で使用されていた。
- 2) 各「小学校(中学校)学習指導要領及び解説」においても「環境」という言葉は使用されており、その記載数は小・中学校ともに教科・領域により大きな差が見られた。また、上記1)と同様に、「環境」という言葉の意味内容は「自然的」環境と「社会的」環境という両者の意味で使用されていた。
- 3) 「体育(小学校)」及び「保健体育(中学校)」における「環境」という言葉の記載については、中学校においてその記載数は多くなっていた。領域・分野別には「体育分野」よりも「保健領域(分野)」での記載数が多いものの、内容的には1)及び2)と同様に、「自然的」環境と「社会的」環境という両者の意味内容で使用されていた。
- 4) 以上のことから、日本の教育関係書において記載されている「環境」という言葉は、教科・領域・分野によりその記載数や意味内容は異なるものの、「自然的」環境と「社会的」環境という両者の意味内容で使用されていたとまとめることができる。

註

註1 旧学校教育法では、「環境」という言葉は2回記載されていた。「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする(第七十七条幼稚園)」と「目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境(第八十二条の六専修学校二)」の2か所である。前者は「自然的」環境と「社会的」環境という2つの意味をもつと理解される。後者は専修学校についての記載であるため、本

研究の対象外となる。

註2 文部科学省では「学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容の比較」をHPに挙げているが、教科・領域としての「環境教育」は存在しない。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kankyou/_icsFiles/afieldfile/2013/01/22/1329192_1.pdf

註3 「自立語」とは「単独で文節を構成できる語」であり、「複合語」とは「二つ以上の単語が結び付き、別の新しい一語を形成したもの」である。

引用・参考文献

- 1) 文部科学省, 中学校学習指導要領(平成29年告示), https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf.
- 2) 文部科学省, 中学校学習指導要領解説(平成29年告示), https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm.
- 3) 文部科学省, 教育基本法, https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html.
- 4) 文部科学省, 小学校学習指導要領(平成29年告示), https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf.
- 5) 文部科学省, 小学校学習指導要領解説(平成29年告示), https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm.
- 6) 文部科学省, 「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf.
- 7) 文部科学省, 幼稚園教育要領, https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf.
- 8) 新村 出(編), 広辞苑(第五版), 岩波書店, p.593, 1998.

4-2 学習指導要領解説にみる環境保護について

三浦 裕¹⁾

はじめに

第1部(4-1)においては、日本の学校教育における「環境」という言葉の取り扱いについて検討を行ってきたが、それは一体どのように実施されるのかについては具体的ではなかった。

このため、この第2部では第1部で取り上げた教育関係書籍のうち、学習指導要領よりも実際の授業のためにより具体的に記載されている各「小学校学習指導要領解説」を対象として、「環境保護」の観点から、整理・検討・考察を行う。

まず、「環境保護」という言葉で記載されている内容について調査を行った。しかし、最初に結論として、「環境保護」という「環境」と「保護」の自立語を複合語とした言葉の記載については、上記調査対象資料にはいずれも存在しなかった。このため、このような複合語としては記載されていない場合もあると考え、ここでは「保護」という言葉の記載について調査することとした。

具体的な意味として、「環境」は第1部の定義を踏襲し、「保護」については第1部での前掲書1)の「保護」項目の定義を流用した。その内容は「気をつけてまもること。かばうこと。」である。したがって、「環境保護」とは、端的に「周囲の外界や事物をまもること。」の意味とする。

なお、第1部では既に「環境」という言葉について調査していることから、ここでは「保護」という言葉をキーワードとして調査を行った。その結果を、表1と表2にまとめた。

1. 各「小学校学習指導要領解説³⁾」における「保護」という言葉の記載について

第1部と同様に学習指導要領よりも細かく記載されている解説を対象として、「保護」という言葉についての調査を行った。なお、各解説にお

ける「保護者」や理科における「保護眼鏡」は「保護」の複合語ではあるが、本研究における主旨と異なることから除くことにする。その結果は、表1に示すとおりである。

全体的な結果として、記載数が最も多かった教科は社会であり、自立語と複合語の記載数についてはほとんどが自立語(26回)としての記載であった(92.9%)。次いで、音楽・国語・道徳(各2回)、総則・生活・家庭・体育・特別活動(各1回)の順であった。また、算数・理科・図画工作・外国語(活動)・総合的な学習の時間といった教科・領域では、0回であったことから、教科・領域により差が見られた。

記載されている内容は、「自然的」環境の意味として使われている「自然環境を保護・活用している地域」や「森林資源の果たす役割や森林資源を保護していくこと」などが47.5%であり、また「社会的」環境の意味として「地域の伝統や文化を保護したり継承したりする」や「家族との関わりを通して愛情をもって保護され」などが52.5%であり、ほぼ同数であった。

これらの中でスポーツに関わりがあると考えられる項目は、下記の通りである。

- 1) 主にスポーツの「社会的」環境としての維持・継承など
 - ①国民保護等の非常時の対応等
 - ②伝統や文化の保護・継承
 - ③自他の個人情報保護や適切な扱い
 - ④プライバシーの保護に留意
 - ⑤情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等
 - ⑥家族との関わりを通して愛情をもって保護など
- ①と⑤はこれまでも生じたテロや賭博事件・サイン盗みなど、また、③と④についても、日本においても慎重が期されるようになってきて

1) 北海道教育大学旭川校

表1 小学校学習指導要領解説における「保護」という言葉の記載

	自立語	複合語	事 例	合 計
総 則	0	1	国民保護等の非常時の対応等	1
国 語	2	0	著作権を尊重し、保護するために必要なことであり	2
社 会	0	1	自然環境、伝統や文化などの資源を保護・活用している地域	28
	1	0	伝統や文化の保護・継承などに関して	
	1	0	伝統や文化の保護・継承を実現していくために	
	0	1	文化財については、文化財保護法という文化財はもとより	
	2	0	伝統的な文化を保護・活用してまちづくりなどを	
	1	0	地域の伝統や文化を保護したり継承したりする	
	1	0	自然環境や伝統的な文化を保護・活用している地域	
	6	0	地域の資源を保護・活用している	
	2	0	伝統的な文化を保護・活用している地域	
	1	0	土地の特性を生かした産物などを地域の資源として保護・活用している地域	
	1	0	伝統的な文化を受け継ぎながら、それを保護・活用している地域	
	1	0	自然環境を保護・活用している地域	
	1	0	文化財や行事を保護・継承している人々の努力	
	1	0	持続可能な漁業を目指し水産資源を保護していること	
	1	0	自他の個人情報の保護や適切な扱い	
5	0	森林は、その育成や保護に従事している人々		
1	0	自然災害への対応、森林資源の保護、公害の防止		
1	0	森林資源の果たす役割や森林資源を保護していくこと		
算 数	0	0		0
理 科	0	0		0
生 活	1	0	プライバシーの保護に留意	1
音 楽	1	0	音楽に関する知的財産の保護と活用につながる態度を育む	2
	1	0	知的財産の保護と活用についての学習	
図 画 工 作	0	0		0
家 庭	1	0	風雨、寒暑などの自然から保護する働き	1
体 育	0	1	情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等	1
外国語（活動）	0	0		0
道 徳	1	0	家族との関わりを通して愛情をもって保護され	2
	1	0	こうした理解の上に立って、自然環境を保護するとともに、	
総合的な学習の時間	0	0		0
特 別 活 動	0	1	プライバシーや個人情報保護に関しても適切な配慮を行うこと	1
合 計	35	5		40

いる。②と④は言うまでもなく、文化としてのスポーツの維持・継承であり、スポーツ自体を維持・継承する意義や意味、そしてどのようなスポーツを維持・継承していくのかに関わるスポーツ存続に関わる内容である。

これらの内容の発生は事前に予知できるもので

はなく、常に事後に回りがちであるが、だからこそ常日頃から考慮しておかなければならない内容でもある。

2) 主にスポーツの「自然的」環境としての内容

①自然環境、伝統や文化などの資源を保護・活

用している地域

- ②地域（自然環境）の資源を保護・活用している
- ③持続可能な漁業を目指し水産資源を保護していること
- ④森林資源の果たす役割や森林資源を保護していくこと
- ⑤風雨、寒暑などの自然から保護する働き
- ⑥こうした理解の上に立って、自然環境を保護するとともに など

いずれも、文字通り「自然的」環境を意味しているものであるが、同時にこれらは地球温暖化による影響を受けているとも考えられる。

例えば、①と②については、2020年3月1日現在、冬季の代表的なスポーツであるスキースキーの競技大会が雪不足のため、北海道では多数中止となったほか、鳥根県のアルペンスキー場であるアサヒテングストーンが破産に追い込まれた。また、湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会などの代表的な歩くスキー大会も中止となっている。

さらに、現在では感染症としてのコロナウイルスの影響により、世界中で多くの影響や混乱が発生している。まず、大きくは、国際入国に関して日本人の入国が制限されることである。今後の成り行きによっては、このような対策を採る国が増えるかもしれない。また、全国の小・中学校が休校になり、自粛が出ていなかった高等学校では12の全国高等学校選抜大会が中止となり、部活動に大きな混乱を与えた。さらに、現在最も感染者の多い北海道では、今後の状況が見通せないまま、1か月後の旭川のバーサロペット・ジャパンも中止となった。

これらは例年になく状況であるため、来年は元通りになると考えるのは容易だが、この結果が示すように、このような事態では通常通りにスポーツを実施できないことも、事実上明白となった。つまり、スポーツに関わりのある「自然的」環境は、スポーツの実施自体に大きな影響を与えるということである。

以上、教育関係書における「保護」という言葉について検討を行ってきたが、記載されている文章におけるこの「保護」という言葉は、「自然的」

環境の「保護」と「社会的」環境の「保護」という両者の意味を有して「保護」という同一語で使用されていることが分かった。

2. 各「中学校学習指導要領解説²⁾」における「保護」という言葉の記載について

調査結果は、表2に示すとおりである。全体的な結果として、「保護」という言葉の記載について自立語は47回（85.5%）、複合語は8回（14.5%）の合計55回であった。このうち、記載数が最も多かった教科は技術・家庭であり、すべてが自立語（30回）としての記載であった。次いで、社会（12回）、道徳（3回）、総則・保健体育・特別活動（各2回）と続いている。また、国語・数学・美術・外国語・総合的な学習の時間といった教科・領域では、0回であり、小学校と同様に教科・領域により差異が見られた。

小学校と同様に「社会的」環境の「保護」と「自然的」環境の「保護」の内容について分類してみると、それぞれの記載割合は92.7%、7.3%であった。

1) 主にスポーツの「社会的」環境としての維持・継承など

- ①国民保護等の非常時の対応等
- ②個人情報の適切な取り扱いと保護
- ③情報そのものを保護する情報セキュリティ
- ④家族との関わりの中で衣食住や安全、保護、愛情などの基本的な要求
- ⑤幼児は周囲の人に保護され見守られて育ち
- ⑥適切な保護や関わり

これら①～⑥は小学校における項目内容と記載数は若干異なるが、小学校の結果と類似しており、スポーツの基本的・本質的な維持・継承に関わる内容として理解することができる。

2) 主にスポーツの「自然的」環境としての内容

- ①空間における複雑な相互依存関係への理解が環境計画や環境管理、あるいは環境保護にとって大変重要なもの
- ②食物の安全性の確保、生命倫理
- ③止血や患部の保護や固定を取り上げ

表2 中学校学習指導要領解説における「保護」という言葉の記載

	自立語	複合語	事 例	合 計
総 則	0	1	国民保護等の非常時の対応等	2
	1	0	個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意すること	
国 語	0	0		0
社 会	0	4	仕事と生活の調和という観点から労働保護立法	12
	0	1	空間における複雑な相互依存関係への理解が、環境計画や環境管理、あるいは環境保護にとって大変重要なもの	
	6	0	社会保障の充実・安定化、消費者の保護	
	1	0	労働者を保護しようとしていることと	
数 学	0	0		0
理 科	1	0	食物の安全性の確保、生命倫理、個人情報の保護	1
音 楽	1	0	音楽に関する知的財産の保護と活用	3
	1	0	著作物を保護する著作権者の権利	
	1	0	実演等を保護する著作隣接権がある	
美 術	0	0		0
保 健 体 育	1	0	止血や患部の保護や固定を取り上げ	2
	0	1	国民保護等の非常時の対応等	
技 術 ・ 家 庭	21	0	知的財産を創造・保護・活用していこうとする態度	30
	1	0	情報そのものを保護する情報セキュリティ	
	1	0	仮想的な空間（サイバー空間など）の保護・治安維持	
	4	0	個人情報の保護の必要性	
	1	0	家族との関わりの中で衣食住や安全、保護、愛情などの基本的な要求	
	1	0	幼児は周囲の人に保護され見守られて育ち	
	1	0	適切な保護や関わり	
外 国 語	0	0		0
道 徳	1	0	他人の保護や干渉にとらわれずに	3
	1	0	人間が自然の主となって保護し愛するというのではなく	
	1	0	自然を外から制御する者となって保護するという自然への対し方ではなく	
総合的な学習の時間	0	0		0
特 別 活 動	0	1	プライバシーや個人情報保護に関しても	2
	1	0	地域活性化や防災、教育・福祉、環境の保全・保護など	
合 計	47	8		55

④地域活性化や防災、教育・福祉、環境の保全・保護など

①は社会の「3）人間と自然環境との相互依存関係」の説明文であり、社会においても「自然的」環境を取り扱っていることが分かった。②は理科で唯一の記載であり、食物・生命といった「自然的」環境そのものを表している。また、④については、特別活動の内容であり、文脈的に「自然的」

環境のウエイトが大きいと考えられる。

これらの結果から、中学校の教育関係書においても、小学校と同様に「保護」という言葉は、「自然的」環境の「保護」と「社会的」環境の「保護」という両者の意味を有して「保護」という同一語で使用されていることが分かった。

前述の1でも述べたように、「環境」をプラス思考で考えられない訳ではないが、今現在、暖冬

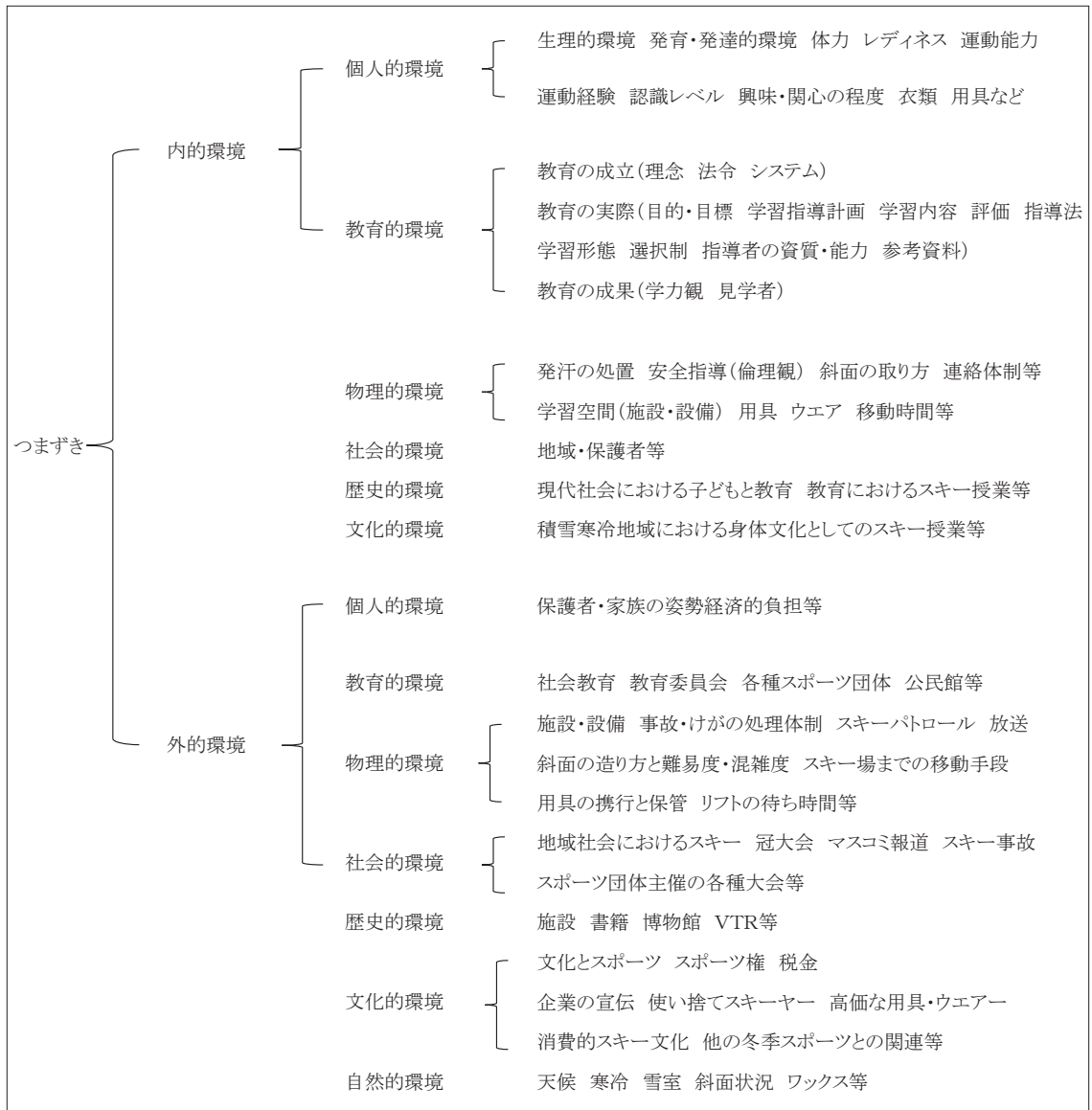


図1 アルペン型スキー授業におけるつまずきの背景

の影響とコロナウイルスというダメージが降りかかってきている現実と向かい合う時、スポーツと関わり合う「環境」について真剣にとらえざるを得ない必要性が浮上してきているとも言える。したがって、想定されるスポーツと「環境」の関係は急務な課題である。

まとめにかえて

以上の結果を振り返ると、「環境」とその「保護」は、スポーツ（自体）に内在する内的要因としての「環境の保護」とスポーツ（活動）に影響を与える外的要因としての「環境の保護」とに分けて考えることもできる。その事例として、著者によ

る「スキー授業におけるつまずきの背景－指導計画および学習環境の整理と改善¹⁾」を例に挙げる(改変済み)。

これは、アルペンスキー授業を事例とした研究であるためすべてを今回のテーマである「環境」に置き換えることは難しいにしても、枠組みとしては「環境」に関する全体像として考慮に値するものと考えられる。

引用・参考文献

1) 三浦 裕, スキー授業におけるつまずきの背景－指導計画および学習環境の整理と改善－,

子どもの学びとつまずき－「わからない・できない」を活かす教科教育－, 北海道教育大学教科教育学研究図書, 第6巻, 北海道教育大学教科教育学編集委員会(編), 東京書籍, pp.97-109, 1997.

2) 文部科学省, 中学校学習指導要領解説(平成29年告示), https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387016.htm.

3) 文部科学省, 小学校学習指導要領解説(平成29年告示), https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm.